

第九章の二 感染症対策物資等（第二十七条の二十二）	平成十年厚生省令第九十九号
第十章 輸入届出（第二十八条—第三十一条）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第五項、第十一條、第十二条第一項及び第二項（これららの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項から第三項まで、第十五条第四項及び第七項、第十七条第三項（第二十三条（第二十六条において準用する場合を含む。）、第四十五条第三項及び第四十九条において準用する場合を含む。）、第十八条第一項及び第二項、第二十一条、第二十七条、第二十八條、第二十九条、第三十二条第一項、第三十五条第五項、第三十六条第一項（同条第四項（第五十条第七項において準用する場合を含む。）及び同条第三項において準用する場合を含む。）及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条第五項及び第六項、第四十四条规定する場合を含む。）の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則を次のように定める。
第十一章 特定病原体等（第三十一条の二—第三十一条の四十）	規則を次のように定める。
第十二章 雜則（第三十二条—第三十四条）	目次
附則	第一章 五類感染症 (五類感染症)
第一章 五類感染症（第一条）	第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第六条第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。 一 アメーバ赤痢 二 RSウイルス感染症 三 咽頭結膜熱 四 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 五 カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症 六 感染性胃腸炎 七 急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。） 八 急性出血性結膜炎 九 急性脳炎（ウエストナイル脳炎、東部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。） 十 クラミジア肺炎（オウム病を除く。） 十一 クロイツフェルト・ヤコブ病 十二 劇症型溶血性レンサ球菌感染症 十三 細菌性髄膜炎（第十六号から第十八号までに該当するものを除く。以下同じ。） 十四 ジアルジア症 十五 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。） 十六 侵襲性インフルエンザ菌感染症 十七 侵襲性髄膜炎菌感染症 十八 侵襲性肺炎球菌感染症 十九 水痘 二十 性器ヘルペスウイルス感染症
第十三節 入院患者の医療等（第二十条—第二十一条の二）	第二章 特定感染症予防指針（第二条の二—第二十二条）
第十四節 流行初期医療確保措置（第二十九条の二—第二十九条の十二）	第三章 感染症に関する情報の収集及び公表（第二条—第九条の八）
第十五節 就業制限その他の措置（第十条—第十九条）	第四章 就業制限その他の措置（第十条—第十九条）
第十六章 医療	第五章 消毒その他の措置（第十三条の二—第十九条）
第一节 医療措置協定等（第十九条の二—第十九条の六）	第六章 医療（第一条）
第二节 流行初期医療確保措置（第十九条の二—第二十九条の十二）	第七章 新型インフルエンザ等感染症（第二十条—第二十七条の二）
第三节 入院患者の医療等（第二十条—第二十七章）	第八章 新感染症（第二十三条の十五—第二十七条の二）
第四节 結核（第二十七条の二—第二十七章）	第九章 条の十二

ものに限る。) 又は法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定(同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。)に基づく宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所における法第四十四条の三の二第一項(法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によりて準用される場合を含む。以下同じ。)又は法第五十条の三第一項の厚生労働省令で定める医療を提供する医療機関数

四 法第三十六条の二第一項の規定による通知(同項第四号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。)又は法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定(同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。)に基づく法第四十四条の四の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者、同項に規定する医療措置協定(同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。)に基づく法第四十四条の八において読み替えて準用する同項に規定する指定感染症医療担当従事者、同条において読み替えて準用する同項に規定する指定感染症予防等業務関係者、法第五十一条の二第二項に規定する新感染症医療担当従事者及び同項に規定する新感染症予防等業務関係者(第九号において「新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者等」という。)の確保

五 法第三十六条の二第一項の規定による通知(同項第五号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。)又は法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定(同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。)に基づく法第四十四条の二第一項に規定する指定感染症医療担当従事者、同条において読み替えて準用する同項に規定する指定感染症予防等業務関係者、法第五十一条の二第二項に規定する新感染症医療担当従事者及び同項に規定する新感染症予防等業務関係者(第九号において「新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者等」という。)の確保

六 法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定(同項第二号に掲げる事項をその内容に含むものに限る。)に基づく法第五十三条の十六第一項に規定する個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関の数

七 新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状原体保有者若しくは当該感染症にかかるつていると疑うに足りる正当な理由のある者若しくは新感染症の所見がある者若しくは当該新感染症にかかるつていると疑うに足りる正当な理由のある者の検査又は当該感染症の病原体の検査の実施能力及び地方衛生研究所等(地域保健法(昭和二十二年法律第一百一号)第二十条)に規定する業務を行う同法第五条第一項

に規定する地方公共団体の機関（当該地方公 共団体が当該業務を他の機関に行わせる場合 は、当該機関）をいう。）における検査機器 の数	八 法第三十六条の六第一項に規定する検査等 措置協定（同項第一号ロに掲げる措置をその 内容に含むものに限る。）に基づく宿泊施設 の確保居室数
九 新型インフルエンザ等感染症医療担当従事 者等、保健所の職員その他の感染症の予防に 関する人材の研修及び訓練の回数	十 法第三十六条の二第一項に規定する新型イ ンフルエンザ等感染症等発生等公表期間にお ける感染症の予防に関する保健所の業務を行 う人員及び地域保健法第二十二条第一項に規 定する者であつて必要な研修を受けたものの 確保数
2 法第十条第二項第六号の厚生労働省令で定め る体制の確保に係る目標は、前項各号に掲げる 目標その他予防計画を作成する都道府県が必要 と認めるものとする。	三 後天性免疫不全症候群
3 法第十条第十五項第二号の厚生労働省令で定 める体制の確保に係る目標は、第一項第七号か ら第十号までに掲げる目標（同項第八号に掲げ る目標にあつては、保健所を設置する市又は特 別区（以下「保健所設置市等」という。）が必 要と認める場合に限る。）その他予防計画を作 成する保健所設置市等が必要と認めるものとす る。	四 病原体に感染した原因、感染経路、病原体 に感染した地域（以下「感染原因等」とい う。）又はこれらとして推定されるもの

四 診断方法	五 後天性免疫不全症候群
五 後天性免疫不全症候群	六 初診年月日及び診断年月日
六 黄熱	七 病原体に感染したと推定される年月日（感 染症の患者にあつては、発病したと推定され る年月日を含む。）
七 黄熱	八 病原体に感染した原因、感染経路、病原体 に感染した地域（以下「感染原因等」とい う。）又はこれらとして推定されるもの
八 黄熱	九 診断した医師の住所（病院又は診療所で診 療に従事している医師にあつては、当該病院 又は診療所の名称及び所在地）及び氏名
九 性器ヘルペスウイルス感染症	十 その他感染症のまん延の防止及び当該者の 医療のために必要と認める事項
十 性器ヘルペスウイルス感染症	十一 新型インフルエンザ等感染症の患者につい て、法第十二条第一項の規定により医師が届け 出なければならない事項は、前項各号に掲げる 事項のほか、当該患者の医療保険被保険者番号 等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第 百九十四条の二第二項に規定する被保険者等記 号・番号等、船員保険法（昭和十四年法律第七 十三号）第百四十三条の二第一項に規定する被 保険者等記号・番号等、私立学校教職員共済法 (昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十五 条第一項に規定する加入者等記号・番号等、國 家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二 十八号）第百十二条の二第一項に規定する組合 員等記号・番号等、国民健康保険法（昭和三十 三年法律第百九十二号）第百十一条の二第一項 に規定する被保険者記号・番号等、地方公務員 等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二 号）第百四十四条の二十四の二第一項に規定す る組合員等記号・番号等及び高齢者の医療の確 保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号） 第六百六十二条の二第一項に規定する被保険者番 号等をいう。次項及び第二十三条の十二第三項 第二号において同じ。）とする。
十一 性器ヘルペスウイルス感染症	十二 後天性免疫不全症候群
十二 後天性免疫不全症候群	十三 水痘（患者が入院を要すると認められる ものに限る。）
十三 水痘（患者が入院を要すると認められる ものに限る。）	十四 先天性風疹症候群
十四 先天性風疹症候群	十五 梅毒
十五 梅毒	十六 播種性クリプトコックス症
十六 播種性クリプトコックス症	十七 破傷風
十七 破傷風	十八 バンコマイシン耐性腸球菌感染症
十八 バンコマイシン耐性腸球菌感染症	十九 百日咳
十九 百日咳	二十 薬剤耐性アシネットバクター感染症
二十 薬剤耐性アシネットバクター感染症	二十一 法第十二条第一項第二号に規定する厚生労働 省令で定める五類感染症（法第十二条第一項の 規定により、当該感染症の無症状病原体保有者 について届け出なければならないものに限る。）は、 は、次に掲げるものとする。
二十一 法第十二条第一項第二号に規定する厚生労働 省令で定める五類感染症は、次に掲げるものと する。	二二 後天性免疫不全症候群

一 侵襲性髄膜炎菌感染症	二 二二 後天性免疫不全症候群
二 風しん	三 三 麻疹
三 感染症の名称及び当該者の症状 務所の所在地	四 四 法第十二条第一項第二号に規定する厚生労働 省令で定める五類感染症（法第十二条第一項の 規定により、当該感染症の無症状病原体保有者 について届け出なければならないものに限る。）は、 は、次に掲げるものとする。
四 診断方法	五 五 当該者の所在地
五 五 当該者の所在地	六 六 初診年月日及び診断年月日

一 二二 後天性免疫不全症候群	二 二二 後天性免疫不全症候群
二 風しん	三 三 麻疹
三 感染症の名称及び当該者の症状 務所の所在地	四 四 法第十二条第一項第二号に規定する厚生労働 省令で定める五類感染症（法第十二条第一項の 規定により、当該感染症の無症状病原体保有者 について届け出なければならないものに限る。）は、 は、次に掲げるものとする。
四 診断方法	五 五 当該者の所在地
五 五 当該者の所在地	六 六 初診年月日及び診断年月日

ために必要な事項として当該五類感染症ごとに厚生労働大臣が定めるものとする。

法第十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める期間は、同条第一項に規定する届出を受けた後七日とする。

前各項の規定は、法第十二条第十項において同条第一項及び第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一項第六号中「初診年月日及び診断年月日」とあるのは「検案年月日及び死亡年月日」と、同項第九号中「診断した」とあるのは「検案した」と読み替えるものとする。

第四条の二 法第十二条第二項の電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に情報を記録するものであり、かつ、同項又は同条第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む）の規定による報告又は通報をするべき者及び当該報告又は通報を受けるべき者が閲覧することができるものその他必要と認めるものとする。

法第十二条第一項の規定による届出が前項に規定する電磁的方法により行われたときは、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に同条第二項又は第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む）の規定による報告又は通報を受けるべき者に到達したものとみなす。

第四条の三 法第十二条第五項の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関は、法第三十八条第一項の規定によって指定された特定感染症指定医療機関並びに同条第二項の規定によって指定される第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関とする。

第五条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるもの（同条第二項の規定により動物の所有者が行う届出にあつては、第二号及び第八号から第十四号までに掲げる事項（獣医師の届出）

一 動物の所有者（所有者以外の者が管理する場合においては、占有者の氏名及び住所）

二 動物の所有者又は占有者が法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三 動物の所有者がない、又は明らかでない場合においては、占有者の氏名及び住所

四 動物の種類

五 動物が出生し、若しくは捕獲された場所又は飼育され、若しくは生息していた場所

六 動物の所在地

七 感染症の名称並びに動物の症状及び転帰

八 診断方法

九 初診年月日及び診断年月日

十 病原体に感染したと推定される時期

十一 感染原因

十二 診断した獣医師の住所（診療施設その他の施設で診療に従事している獣医師にあっては、当該施設の名称及び所在地）及び氏名

十三 同様の症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）

十四 その他獣医師が感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のために必要と認める事項

十五 同様の症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）

十六 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）

十七 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）

十八 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）

十九 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）

二十 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）

二十一 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）

二十二 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）

二十三 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）

二十四 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）

四 動物の種類	五 動物が出生し、若しくは捕獲された場所又は飼育され、若しくは生息していた場所
六 動物の所在地	七 感染症の名称並びに動物の症状及び転帰
八 診断方法	九 初診年月日及び診断年月日
十 病原体に感染したと推定される時期	十一 感染原因
十一 感染原因	十二 診断した獣医師の住所（診療施設その他の施設で診療に従事している獣医師にあっては、当該施設の名称及び所在地）及び氏名
十二 診断した獣医師の住所（診療施設その他の施設で診療に従事している獣医師にあっては、当該施設の名称及び所在地）及び氏名	十三 同様の症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）
十三 同様の症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）	十四 その他獣医師が感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のために必要と認める事項
十四 その他獣医師が感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のために必要と認める事項	十五 同様の症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）
十五 同様の症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）	十六 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）
十六 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）	十七 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）
十七 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）	十八 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）
十八 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）	十九 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）
十九 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）	二十 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）
二十 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）	二十一 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）
二十一 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）	二十二 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）
二十二 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）	二十三 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）
二十三 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）	二十四 症状を有する他の動物又はその死体の有無及び人と動物との接触の状況（診断した際に把握したものに限る）

（指定届出機関の指定の基準）

第六条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症の区分（以下この条並びに次条第一項及び第三条において「五類感染症指定区分」という。）に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

（指定期間）

4 法第十四条第八項の届出は、直ちに行うものとする。ただし、診断した同条第七項に規定する疑似症の患者の症状が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合は、当該届出をする」とを要しない。

5 法第十四条第八項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第十四条第七項に規定する感染症の患者又は当該感染症により死亡した者（以下この項において「患者等」という。）の氏名及び年生月日

原体の名称及びその識別のために行った検査の方法とする。

2
法第十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものについて前項第
一号の指定届出機関が届け出る場合にあっては診断した患者（入院を要すると認められる者に限る。）に係る集中治療室及び人工呼吸器の使用の有無に関する事項並びに脳波検査その他急性脳症の発症の有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項（インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）の患者を診断した場合に限る。）とし、前条第一項の表の五の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものにあっては原因となった病

染症の患者に係るものにあつては、当該患者が入院を要しないと認められる場合（当該都道府県知事が当該届出をすることを要するとの認める場合を除く。）

二 前号の指定届出機関に係る前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症により死亡した者に係るものにあっては、当該死亡した者の死体を検査した場合（都道府県知事が当該届出をすることを要すると認める場合を除く。）

三 当該指定届出機関に係る疑似症の患者に係るものにあっては、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症（五類感染症

第七条の三 法第十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）とし、同項に規定する五類感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の提出を担当させる指定提出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して、原則として診療科名中に内科若しくは小兒科を含む病院若しくは診療所又は衛生検

四条の二第二項中「法第十二条第一項」とあるのは「法第十四条第八項」と、「同条第二項又は第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告又は通報」とあるのは「同条第九項において準用する同条第三項の規定による報告」と読み替えるものとする。

第七条の二 第四条の一第一項の規定は、法第十四条の二第一項の規定は、法第十二条第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二第二項中「法第十二条第一項」とあるのは、「法第十四条第二項」と、「同条第二項又は第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）」の規定による報告又は通報とあるのは、「同条第三項の規定による報告」と読み替えるものとする。

第四条の二第二項の規定は、法第十四条第十項において法第十二条第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第

八 その他感染症のまん延の防止及び当該患者の医療のために必要と認める事項

六 当該患者の初診年月日又は当該死亡した者の検査年月日及び死亡年月日
七 診断又は検査した医師の住所（病院又は診療所で診療に従事している医師にあっては、当該病院又は診療所の名称及び所在地）及び
氏名

五 四	三
患者等の職業及び住所	患者等が成年に達していない場合にあつては、その保護者の氏名及び住所(保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
患者等の症状	患者等の所在地
患者等の所在地	

口 次号ハの規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正処置を講ずること。

ハ 検査について第七号に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により検査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

二 検査の業務に従事する者に対し、第八号二の文書に基づき、研修を受けさせること。

三 検査を実施する部門（以下「検査部門」という。）につき、次に掲げる業務を行う専任の管理者（以下「検査部門管理者」という。）を置くこと。ただし、ハについては、あらかじめ検査を実施する者（以下「検査員」という。）の中から検査の区分ごとに指定した者（以下「検査区分責任者」という。）に行わせることができるものとすること。

イ 検査部門の業務を統括すること。

次に掲げるところにより行うものとする。

一 法第十四条の二第三項に規定する検査を実施する施設（以下「検査施設」という。）は、前条に規定する五類感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の検査を実施するために必要な検査室を有し、これを用いて検査を実施すること。

二 検査施設において、検査の精度管理（検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つこと）をいう。

（以下同じ。）を定期的に実施するとともに、国又は都道府県その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査を定期的に受けすること。

(五類感染症の患者の検体等の検査)
第七条の四 法第十四条の二第二項の提出は、毎月一回(感染症の発生の状況及び動向を迅速かつ正確に把握するため必要があると認められる場合には、毎週一回)、当該指定提出機関(病院又は診療所)に係る前条に規定する五類感染症の患者を診断し、又は当該指定する五類感染症の患者に限る。の職員が当該患者の検体若しくは当該感染症の病原体について検査を実施した後速やかに行うものとする。

査所のうち当該五類感染症に係る指定提出機関として適當と認めるものについて行うものとす

(指定提出機関の指定の基準)
第七条の三 法第十四条の二第一
生労動省令で定める五類感染病

作成すべき事項

検査の 信頼性 確保試験 標準作業書	一 検査の信頼性確保試験実施 計画の作成要領 二 検査の信頼性確保試験の実施方法 三 検査の信頼性確保試験に関する記録の作成要領及び保管方法 四 作成及び改定年月日 八 次に掲げる文書を作成すること。 イ 組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書 ロ ハニホシ不適合業務及び是正処置等について記載した文書 ホ 内部監査の方法を記載した文書 ヘ 検査の精度管理の方法を記載した文書 チ 内部監査及び検査の精度管理の結果に基づき講じた是正措置について記載した文書 リ 検査結果書の発行の方法を記載した文書 ヌ 遺伝子検査における汚染防止について記載した文書 ル その他検査の業務及び精度の確保に関する事項を記載した文書 ト 法第十四条の二第四項に規定する報告は、検査の結果の判明後速やかに行うものとする。 リ 法第十四条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 患者の性別及び年齢 二 指定提出機関の所在地を管轄する保健所名 及び当該保健所所在地の都道府県名
第七条の五 削除	3 法第十四条の二第二項の規定による検査は、同一の規定により当該指定提出機関を指定した」とあるのは「当該指定提出機関の所在地を管轄する」と読み替えるものとする。 (感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)
第七条の六 (保健所設置市等の長に対する法第十四条の二第二項の提出)	4 法第十四条の二第二項の規定による検査は、同一の規定により当該指定提出機関を指定した」とあるのは「当該指定提出機関の所在地を管轄する」と読み替えるものとする。
第八条 都道府県知事は、次に掲げる場合に、法第十五条第一項の規定を実施するものとする。	5 一 第七条の四第二項第一号から第六号まで及び第八号の規定は、法第十五条第五項の検査について準用する。 二 法第十五条第五項の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症に係る検査を実施する場合においては、次の表に定めるところにより、標準作業書を作成し、これに基づき検査を実施すること。

(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいふ。)を含む。第五項において同じ。)により行うものとする。

法第三十六条の三第一項第六号の厚生労働省令で定めるものは、法第三十六条の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間以外の期間において実施する法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の措置に係る必要な準備に関する事項及び同項に規定する医療措置協定の変更に関する事項その他都道府県知事が必要と認める事項とする。

法第三十六条の三第五項の規定による同条第一項に規定する医療措置協定の内容の公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

前項の公表は、必要に応じ、前条第五項の公表と併せて行うものとする。

都道府県知事は、法第三十六条の三第一項の規定による協議が調わないときは、当該協議を行つる医療機関の管理者その他当該協議に關係する者に対し、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会に出席し、当該理由について説明することを求めることができる。

前項の規定により説明を求められた者は、当該求めに応じるよう努めなければならない。
(医療措置協定に基づく措置の実施の状況の報告等)

第十九条の四 法第三十六条の五第一項又は第二項の規定による報告の求めは、期限を定めて行うものとする。

法第三十六条の五第四項の電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に情報を記録するものその他必要と認めるものとする。

法第三十六条の五第五項に規定する厚生労働省令で定める感染症指定医療機関は、法第六条第十六項に規定する第一種協定指定医療機関とする。

4

内原体等の検査を行つてゐる機関等の協定の
結果等)。

九条の五 第十九条の三第一項から第三項まで
の規定は、法第三十六条の六第一項に規定す
る。この場合において、第十九条の三第二項中「第三十六条
三第一項第六号」とあるのは、「第三十六条
第一項第六号」と、「第三十六条の三第一項
一号及び第二号」とあるのは、「第三十六条
第一項第一号及び第二号」と、「都道府県知事
」とあるのは、「都道府県知事又は保健所設置
等の長」と、「同条第三項中」第三十六条の八第五項
五項」とあるのは、「第三十六条の六第二項
読み替えるものとする。
検査等措置協定に基づく措置の実施の状況の
公表について、それぞれ準用する。
(告等)

第二節 流行初期医療確保措置

九条の六 第十九条の四第一項の規定は法第三
十六条の八第一項の規定による報告の求めに
おいて、第十九条の四第二項の規定は法第三
十六条の八第三項の電磁的方法について、第十九
条の八第四項の規定は法第三十六条の八第五項
の規定によるものとする。

九条の七 法第三十六条の九第一項の厚生省令
省令で定める基準は、次の各号に掲げる措置を
区分に応じ、当該各号に定める基準を参考し
都道府県知事が定めるものとする。

法第三十六条の二第一項第一号に掲げる措
置 次のイからハまでに掲げる基準

イ 当該措置の実施に係る都道府県知事の要
請があつた日から起算して七日以内に実施
するものであること。

ロ 法第三十六条の二第一項の規定による通
知又は法第三十六条の三第一項に規定する
医療措置協定に基づき当該措置を講ずるた
めに確保する病床数が三十床以上であるこ
と。

ハ 法第三十六条の二第一項の規定による通
知(同項第四号に掲げる措置をその内容に含
むものに限る。)を受けた医療機関又は
法第三十六条の三第一項に規定する医療措
置協定(同号に掲げる措置をその内容に含
むものに限る。)を締結した医療機関と必
ずの利用その他適切な方法により行うもの
する。

—

一 法第三十六条の二第一項第二号に掲げる措置 次のイ及びロに掲げる基準
イ 当該措置の実施に係る都道府県知事の要請があつた日から起算して七日以内に実施するものであること。
ロ 法第三十六条の二第一項の規定による通 知又は法第三十六条の三第一項に規定する通 医療措置協定に基づき一日あたり二十人以上の新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかるつていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかるつていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかるつていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行ふものであること。
九条の八 法第三十六条の十五に規定する厚 労働省令で定めるところにより算定した保険等に係る対象医療機関に対する診療報酬の支額の割合は、各保険者等（法第三十六条の十第一項に規定する保険者等をいう。以下同様。）ごとに第一号に掲げる額を第一号に掲げた額で除して得た率（その率に小数点以下五位満の端数があるときは、これを四捨五入す。）とする。
当該保険者等により当該対象医療機関に支払われた法第十六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月前三月間の公的医療保険給付費をいう。）の総額を二で除して得た額（その額に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入し、当該支払が行われた月数が一である場合には、当該額は零とする。）
一 各保険者等に係る前号の額の合計額 法第三十六条の十五に規定する厚生労働省令定めるところにより算定した額は、各保険者に係る流行初期医療確保措置（法第三十六条第一項に規定する流行初期医療確保措置を

第一の頃から上満の日は

額とする。

(2) 流行初期医療確保関係事務費拠出金の額)
十九条の九 法第三十六条の十六に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額とは、流行初期医療確保措置が実施された年度において算定した額と同一の額である。(第三号及び第四号を除く。)に對象医療機関との前項の率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)の合計額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる事務費拠出対象保険者等の区分に応じ算定した当該保険者等に係る加入者の見込数(次号において「加入者見込数」という。)

イ 事務費拠出対象保険者等(口に掲げる保険者等を除く。)(1)に掲げる数に(2)に掲げる率を乗じて得た数(その数に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

(2) 当該年度の前々年度における当該保険者等に係る加入者の数(その数が当該保険者等に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者等の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受け算定する数とする。)

当該年度の前々年度の四月一日以後に新たに設立された保険者等及び同年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した保険者等(以下この項において「新設保険者等」という。)以外の全ての保険者等に係る当該年度における加入者の見込数の

(新感染症に係る検査及び報告)

第二十三条の十五 第十条の二第一項の規定は、法第四十四条の十一第六項の報告について準用する。

第二十三条の十六 第十条の規定は、法第四十四条の十一第九項及び第十項において法第十六条の三第五項及び第六項の規定を準用する場合について準用する。

第二十三条の十七 法第五十条の六第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

(新感染症に係る検体の採取を行う場合の通知事項)

第二十三条の十八 第十条の規定は、法第四十四条の十一第一項及び第二項において法第十六条の三第五項及び第六項の規定を準用する場合について準用する。

第二十三条の十九 法第五十条の六第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

(新感染症に係る検体の提出要請等)

第二十三条の二十 第十条の規定は、法第四十四条の二第一項及び第三項において法第十六条の三第五項及び第六項の規定を準用する場合について準用する。

第二十三条の二十一 法第五十条の六第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

(新感染症に係る検体の提出要請等)

第二十三条の二十二 第十条の規定は、法第四十四条の二第一項及び第三項において法第十六条の三第五項及び第六項の規定を準用する場合について準用する。

第二十三条の二十三 法第五十条の八の規定は法第五十条の三第一項及び法第五十条の四第一項について、第二十三条の九第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定は法第五十条の三に規定する申請について、第二十三条の十の規定は法第五十条の四に規定する申請についてそれぞれ準用する。この場合において、第二十三条の八第一項中「新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者」とあるのは、「新感染症外出自粛対象者」と、第二十三条の九第二項第一号中「第二十三条の四第一項」とあるのは、「第二十六条の二第一項」と、第二十三条の十第一項第二号中「法第四十四条の三の三第一項後段」はあるのは、「法第五十条の四第一項後段」と読み替えるものとする。

第二十三条の二十四 第二十三条の十二の規定は、法第五十条の七の届出について準用する。

第二十三条の十九 第二十三条の十二の規定は、(新感染症の所見がある者の退院等の届出)

第二十四条 第十条の規定は、法第四十四条の十第一項及び第四十五条第三項において法第十

六条の三第五項の規定を準用する場合について

準用する。(新感染症の所見がある者の入院に係る書面による通知)

第二十五条 第十三条第一項第五号から第十三号まで及び第二項の規定は、法第四十九条において法第十六条の三第五項の規定を準用する場合について準用する。

第二十六条 第十三条の二において準用する第十一条の二第一項から第三項までの規定は、法第五十条第二項及び第三項において法第二十六条の三第五項及び第六項に法第二十六条の四第四五項及び第六項を準用する場合について準用する。

第二十七条 第十九条第一項の規定は、法第五十条の二第一項を準用する場合について準用する。

第二十八条 第十九条第三項の規定は、法第五十条の二第一項を準用する場合について準用する。

第二十九条 第三十六条第四項を準用する場合について準用する。

第三十条 第十九条第四項の規定は、法第五十条の二第一項を準用する場合について準用する。

第三十一条 第十九条第二項の規定は、法第五十条の二第一項を準用する場合について準用する。

第三十二条 第十九条第三項において準用する同条第一項の規定を準用する場合について準用する。

第三十三条 第十九条第四項の規定は、法第五十条の二第一項を準用する場合について準用する。

第三十四条 第十九条第二項の規定は、法第五十条の二第一項を準用する場合について準用する。

第三十五条 第十九条第三項において準用する同条第一項の規定を準用する場合について準用する。

第三十六条 第十九条第四項の規定は、法第五十条の二第一項を準用する場合について準用する。

第三十七条 第十九条第二項の規定は、法第五十条の二第一項を準用する場合について準用する。

第三十八条 第十九条第三項において準用する同条第一項の規定を準用する場合について準用する。

第三十九条 第十九条第四項の規定は、法第五十条の二第一項を準用する場合について準用する。

める期間及びこれらの理由を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで健康状態について報告を求め、又は感染の防止に必要な協力を求めるべき差し迫つた必要がある場合は、この限りでない。

都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、できる限り速やかに、同項の書面を交付しなければならない。

第二十六条の三 第二十六条の二第一項の規定は、(新感染症の所見がある者の入院に係る書面による通知)

第二十七条の四 第二十三条の七の規定は、法第五十条の二第一項の厚生労働省令で定める基準について準用する。

第二十八条の四 第二十三条の七の規定は、法第五十条の二第一項の厚生労働省令で定める基準について準用する。

第二十九条の四 第二十七条第一項において準用する同条第一項の規定を準用する場合について準用する。

第三十条の四 第二十七条第一項において準用する同条第一項の規定を準用する場合について準用する。

第三十一条の四 第二十七条第一項において準用する同条第一項の規定を準用する場合について準用する。

第三十二条の四 第二十七条第一項において準用する同条第一項の規定を準用する場合について準用する。

第三十三条の四 第二十七条第一項において準用する同条第一項の規定を準用する場合について準用する。

第三十四条の四 第二十七条第一項において準用する同条第一項の規定を準用する場合について準用する。

第三十五条の四 第二十七条第一項において準用する同条第一項の規定を準用する場合について準用する。

第三十六条の四 第二十七条第一項において準用する同条第一項の規定を準用する場合について準用する。

第三十七条の四 第二十七条第一項において準用する同条第一項の規定を準用する場合について準用する。

第三十八条の四 第二十七条第一項において準用する同条第一項の規定を準用する場合について準用する。

第三十九条の四 第二十七条第一項において準用する同条第一項の規定を準用する場合について準用する。

前項の規定は、法第十七条第一項及び第二項の規定によって行うべき結核にかかるかどうかに関する医師の健康診断について準用する。

三条の五に規定する診断書その他の文書の記載事項は、次のとおりとする。

第二十七条の三 法第五十三条の四及び法第五十三条の五に規定する診断書その他の文書の記載事項は、次のとおりとする。

第二十七条の四 (診断書等の記載事項)

2 受診者の住所、氏名、生年月日及び性別

2 病院又は診療所で診療に従事している医師については、当該病院又は診療所の名称及び所在地)及び氏名

2 実施の年月日

2 診断書の場合には、診断した医師の住所については、当該措置を実施することが必要な理由

2 その他必要と認める事項

2 他の都道府県知事等による応援等)

2 都道府県知事は、法第五十五条の二第六項の厚生労働省令で定める基準は、同項の応援に従事する者が宿泊する施設の確保その他の他の都道府県知事による応援を受けるために必要な体制の整備が講じられていることとする。

2 法第五十五条の二第六項の厚生労働省令で定める医療機関は、地域医療支援病院、特定機能病院及び医療法第三十条の十二の六第一項に規定する協定を締結した医療機関とする。

2 厚生労働大臣は、法第五十五条の二第六項の規定により応援を求めるときは、当該応援を求める医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に對し、速やかに、その旨を通知するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知の内容について、厚生労働大臣に對し、必要な意見を申し出ることがで

きる。

第二十七条の二 法第五十五条の二第六項の規定は、当該応援を求める医療機関を管理又は運営する法人等に対し、一括して行うことがで

第二十七条の七 法第五十三条の十二第一項に規定する厚生労働省令で定める結核回復者は、結核医療を必要としないと認められてから二年以内の者（経過観察を必要としないと認められる者を除く。）その他結核再発のおそれが著しいと認められる者とする。
(結核登録票の記載事項等)

2 次に掲げる事項を文書で届け出なければならぬ。
い。 病院の管理者は、結核患者が退院したとき
は、法第五十三条の十一第一項の規定により、
第一項第一号及び第二号に掲げる事項
二 病名
三 退院時の病状及び菌排泄の有無
四 退院の年月日
五 病院の名称及び所在地
(結核回復者の範囲)

第二十七条の六 病院の管理者は、結核患者が入院したときは、法第五十三条の十一第一項の規定により、次に掲げる事項を文書で届け出なければならない。

一 結核患者の住所、氏名並びに結核患者が成年に達していない場合には、その保護者の氏名及び住所（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 病名

三 入院の年月日

四 病院の名称及び所在地

2
3 がおる。記述されかねる數
健康診断実施者は、法第五十三条の五の規定
によつて診断書その他の文書の提出を受けた健
康診断について、前項各号に掲げる事項を一月
ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第五
十三条の七第一項の規定に従い、通報又は報告
しなければならない。

第一項の規定は、保健所設置市等の長が法第
十七条第一項及び第二項の規定によつて行つた
結核にかかるつているかどうかに関する医師の健
康診断について準用する。

(病院管理者の届出事項)

二 実施の年月	三 方法別の受診者数	四 発見された結核患者及び結核発病のおそれ
------------	---------------	--------------------------

二 矯正施設（刑事施設、少年院及び少年鑑別所をいう。）

三 健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者

四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条に規定する救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設

五 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設

(精密検査の方法)
第二十七条の九 法第五十三条の十三に規定する厚生労働省令で定める精密検査の方法は、結核菌検査、聴診、打診その他必要な検査とする。
(指導の実施の依頼先)

第二十七条の十 法第五十三条の十四第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるるものとする。

一 学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)

他結核患者又は結核回復者の指導上必要と認める事項
2 保健所長は、結核登録票に登録されている者がその管轄区域外に居住地を移したときは、直ちに、その者の新居住地を管轄する保健所長にその旨を通報し、かつ、その者に係る結核登録票を送付しなければならない。

3 結核登録票に登録されている者について登録を必要としなくなつたときは、保健所長は、その必要としなくなつた日から二年間、なおその者に係る結核登録票を保存しなければならぬ

三 届け出た医師の住所（病院又は診療所で診療に従事する医師については、当該病院又は診療所の名称及び所在地）及び氏名

四 結核患者については、その病名、病状、抗酸菌培養検査及び薬剤感受性検査の結果並びに現に医療を受けていることの有無

五 結核患者又は結核回復者に対しても保健所がとった措置の概要

六 前各号に掲げるもののほか、生活環境その他の氏名及び住所（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

二
一 登録年月日及び登録番号
二 結核患者又は結核回復者の住所、氏名、生
年月日、性別、職業並びに結核患者が成年に

一 結核を感染させるおそれがある患者の居室の換気に注意をすること。

二 結核を感染させるおそれがある患者のつば及びたんは、布片又は紙片に取つて捨てる等他者に結核を感染させないように処理すること。

三 結核を感染させるおそれがある患者は、せき又はくしゃみをするときは、布片又は紙片で口鼻を覆い、人と話をするときは、マスクを掛けること。

援事業者並びに同法第七十七条及び同法第十七
十八条に規定する地域生活支援事業を行う者
九 困難な問題を抱える女性への支援に関する
法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一
項に規定する女性自立支援施設

十 前各号に掲げるもののほか、保健所長が適
当と認めるもの

（医師の指示事項）

第二十七条の十一 法第五十三条の十五に規定す
る厚生労働省令で定める感染の防止に必要な事
項は、次のとおりとする。

八 行う事業者
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第二十六項に規定する移動支援事業を行う者 同条第二十七項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者、同条第二十八項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者、同法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、同法第五十一条の四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、同法第五十一条の四第七項第一号に規定する指定専門疾

「法律第一号」第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者、同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者及び同法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行ふ者

六 介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者 同法第四十二条の二 第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第四十三条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者

第十章 輸入屆出

第九章の二 感染症対策物資等

(生産計画等の届出)

二十七条の十二 法第五十三条の十六第三項の規定による届出（第五十三条の十八第二項において読み替えて準用する場合を含む。）は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとす

- 十二 衛生証明書の記載に係る動物の性別、年齢及び個体識別上の特徴

十三 輸入後の保管施設の名称及び所在地（個人に飼養される場合は、その飼養者の氏名及び住所又は居所）

十四 当該届出動物等の輸入に係る船荷証券又は航空運送状の番号

十五 その他厚生労働大臣が感染症の発生の予防及びその蔓延の防止のため必要と認める事項

第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならぬ。ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類（一年以内に作成されたものであつて、その内容に変更がないものに限る。）であつて厚生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一個人にあつては、届出者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該届出者が本人であることを確認するに足りるものとして厚生労働大臣が定める書類

二 法人にあつては、法人の登記事項証明書、印鑑登録証明書その他当該届出者が本人であることを確認するに足りるものとして厚生労働大臣が定める書類

三 当該届出動物等の輸入に係る船荷証券又は航空運送状の写し

四 別表第一の第二項の第一欄に定める届出動物等に係る届出書にあつては、感染性の疾患病原体に関する検査の結果、当該届出動物の病原体に関する検査の結果、当該届出動物等が感染症の病原体を媒介するおそれがないものと認められる旨を証する書面

五 検疫所の長が次項の規定により提出を指示した書類

検疫所の長は、第一項の届出書及び前項の添付書類に記載された事項が真正なものであることを確認する必要があると認めるときは、当該事項が真正なものであることを証明する書類の提示若しくは提出を指示し、又は届出者その他関係者に質することにより、その内容を確認するものとする。

- 5 検疫所の長は、法第五十六条の二第一項の規定による届出が法及びこの省令の規定に適合し、かつ、その内容が真正であるものと認めたときは、第一項の届出書に当該届出を受理した旨を記入し、そのうち通を届出受理証として届出者に交付するものとする。

6 検疫所の長は、前項の規定に適合しないときは、届出者に対し、当該届出動物等をその定められた方法により適正に処理するよう指示するものとする。この場合において、届出者は、自ら又は他人に委託して適正な処理を確保しなければならない。

(衛生証明書の記載事項)

第三十条 法第五十六条の二第一項の規定により衛生証明書に記載されなければならない事項のうち第二十八条に規定する感染症にかかるついてない旨又はかかっている疑いがない旨の記載は、別表第一の各項の第二欄に定める当該感染症ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に定める事項について確認が行われた旨を明示したものでなければならない。

2 前項の規定において、当該届出動物等に係る原産国、輸出国又は積出地において当該感染症の発生及びまん延又はそのおそれが生じた場合、衛生証明書に虚偽記載又は変造がある場合その他感染症にかかるついてない又はかかるついて疑いがない旨を証明することができないと厚生労働大臣が認める場合にあっては、当該確認が行われていないものとする。

第三十一条 法第五十六条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 輸出国の政府機関の名称及び所在地

二 輸出国の政府機関の担当職員の官職及び氏名

三 発行年月日

四 発行番号

五 荷送人及び荷受け人の氏名及び住所（これらが法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

六 輸入しようとする届出動物等の種類及び数量

七 輸入しようとする届出動物等の積出地、搭載年月日及び搭載船舶名又は搭載航空機名（第一項の第一欄及び同表の第六項の第一欄に掲げるものに限る。）にあっては、その出生した施設及び保管施設の名称及び所在地

- 九 齒齒菌目に属する動物（別表第一の第二項の第一欄に掲げるものに限る。）にあつては、当職員の署名又は記名押印がされたものでなければならぬ。

衛生証明書は、英語で記載がされ、輸出国の政府機関の押印又は浮出し及び前項第二号の担当職員の署名又は記名押印がされたものでなければならない。

第十一章 特定病原体等

（用語の定義）

第三十一条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

 - 一 三種病原体等取扱施設 三種病原体等の保管、使用及び滅菌等をする施設をいう。
 - 二 四種病原体等取扱施設 四種病原体等の保管、使用及び滅菌等をする施設をいう。
 - 三 特定病原体等取扱施設 一種病原体等取扱施設、二種病原体等取扱施設、三種病原体等取扱施設及び四種病原体等取扱施設をいう。
 - 四 管理区域 特定病原体等を取り扱う事業所において特定病原体等の安全な管理が必要な区域をいう。
 - 五 保管庫 特定病原体等の保管のための設備をいう。
 - 六 検査室 病院若しくは診療所又は病原体等の検査を行つてゐる機関が、業務に伴い特定病原体等を所持することとなつた場合において、当該特定病原体等を使用して検査を行う室をいう。
 - 七 製造施設 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品若しくは同条第九項に規定する再生医療等製品（次号において「医薬品等」という。）又は同条第十七項に規定する治験の対象とされる薬物若しくは人若しくは動物の細胞に培養その他の加工を施したもの、若しくは人若しくは動物の細胞に導入され、これらの中で発現する遺伝子を含有するものの（次号において「薬物等」という。）の製造を目的として特定病原体等を取り扱う施設（次号に規定する指定製造施設を除く。）をいう。
 - 八 指定製造施設 医薬品等又は薬物等の製造を目的として特定病原体等を取り扱う施設のうち、病原体等の使用的の態様に照らし、法第

- 五十六条の二十四及び第五十六条の二十五に規定する技術上の基準に適合することが困難な施設であつて安全性の管理が十分であるものとして厚生労働大臣が指定する施設をいう。

九 実驗室 特定病原体等の使用をする室（検査室、製造施設又は指定製造施設の内部にあるものを除く。）をいう。

十 安全キヤビネット 病原体等を拡散させないために十分な能力を有する特定病原体等の使用のための装置として、厚生労働大臣が定める規格に適合するものをいう。

十一 高度安全キヤビネット 病原体等を拡散させないために極めて十分な能力を有する特定病原体等の使用のための装置として、厚生労働大臣が定める規格に適合するものをいう。

十二 防護服 気密性を有し、その内部の気圧が外部の気圧より高い状態を維持できる衣服として、厚生労働大臣が定める規格に適合するものをいう。

十三 防御具 作業衣、帽子、手袋、眼鏡、マスクその他の病原体等の使用をする者が着用することによって当該病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具をいう。

十四 ヘパフィルター 病原体等を拡散させないために十分な能力を有する給気及び排気係るフィルターとして、厚生労働大臣が定める規格に適合するものをいう。

十五 飼育設備 動物に対して特定病原体等の使用をした場合における当該動物の飼育のための設備をいう。

十六 減菌等設備 実驗室、検査室又は製造施設で使用した特定病原体等若しくはこれによつて汚染された物品の減菌等のための設備をいう。

十七 取扱等業務 特定病原体等所持者等又はその従業者が行う病原体等の取扱い、管理又はこれに付随する業務をいう。

十八 病原体等業務 従事者 取扱等業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入るものである基準に従い、行うものとする。

（一種滅菌譲渡義務者の所持の基準）

第三十一条の三 法第五十六条の三第一項第二号の規定による一種病原体等の所持は、次に掲げる基準に従い、行うものとする。

一 滅菌等をする場合にあつては、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イから

らハまでに定める日から一日以内に、第三十一条の三十一第三項に規定する基準に従い、自ら又は他者に委託して行うこととし、譲渡しをする場合にあつては、当該イからハまでに定める日後遅滞なくこれを行うこと。
イ 特定一種病原体等所持者が、特定一種病原体等について所持することを要しなくなつた場合 所持することを要しなくなつた場合、所持することを要しなくなつた日 消し又は効力の停止の日
ロ 特定一種病原体等所持者が、法第五十六条の三第二項の指定を取り消され、又はその指定の効力を停止された場合 指定の取消し又は効力の停止の日
ハ 病院若しくは診療所又は病原体等の検査を行つてゐる機関が、業務に伴い一種病原体等を所持することとなつた場合 所持の開始の日
二 密封できる容器に入れ、かつ、保管庫において行うこと。
三 保管庫は、所持をする間確実に施錠する等、一種病原体等をみだりに持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。
(譲渡の制限)

第三十一条の四 法第五十六条の五第二号の規定による一種病原体等の譲渡は、法第五十六条の二十二第二項の規定による滅菌譲渡の届出をして行うものとする。

第三十一条の五 法第五十六条の六第一項第一号の規定による二種病原体等の所持は、次に掲げる基準に従い、行うものとする。

一 減菌等をする場合にあつては、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日から三日以内に、第三十一条の三十二第三項に規定する基準に従い、行うものとする。

イ 二種病原体等許可所持者が、二種病原体等について所持することを要しなくなつた場合 所持することを要しなくなつた日 消し又は効力の停止の日
ハ 病院若しくは診療所又は病原体等の検査を行つてゐる機関が、業務に伴い二種病原体等の取消し又は効力の停止された場合 許可を行つてゐる機関が、業務に伴い二種病原体等の所持

らハまでに定める日から一日以内に、第三十一条の三十一第三項に規定する基準に従い、自ら又は他者に委託して行うこととし、譲渡しをする場合にあつては、当該イからハまでに定める日後遅滞なくこれを行うこと。
イ 特定一種病原体等所持者が、特定一種病原体等について所持することを要しなくなつた場合、所持することを要しなくなつた日 消し又は効力の停止の日
ロ 特定一種病原体等所持者が、法第五十六条の三第二項の指定を取り消され、又はその指定の効力を停止された場合 指定の取消し又は効力の停止の日
ハ 病院若しくは診療所又は病原体等の検査を行つてゐる機関が、業務に伴い一種病原体等を所持することとなつた場合 所持の開始の日
二 密封できる容器に入れ、かつ、保管庫において行うこと。
三 保管庫は、所持をする間確実に施錠する等、一種病原体等をみだりに持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。
(譲渡の制限)

第三十一条の四 法第五十六条の五第二号の規定による一種病原体等の譲渡は、法第五十六条の二十二第二項の規定による滅菌譲渡の届出をして行うものとする。

第三十一条の五 法第五十六条の六第一項第一号の規定による二種病原体等の所持は、次に掲げる基準に従い、行うものとする。

一 減菌等をする場合にあつては、次のイから

ハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日から三日以内に、第三十一条の三十二第三項に規定する基準に従い、行うものとする。

イ 二種病原体等許可所持者が、二種病原体等について所持することを要しなくなつた場合 所持することを要しなくなつた日 消し又は効力の停止の日
ハ 病院若しくは診療所又は病原体等の検査を行つてゐる機関が、業務に伴い二種病原体等の所持

体等を所持することとなつた場合 所持の開始の日

二 密封できる容器に入れ、かつ、保管庫において行うこと。

三 保管庫は、所持をする間確実に施錠する等、二種病原体等をみだりに持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。

(所持の許可の申請)

第三十一条の六 法第五十六条の六第二項の所持の許可の申請は、別記様式第四により行うものとする。

第三十一条の七 法第五十六条の八第一号(法第五十六条の十一第一項において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める技術上の基準は、

第三十一条の八 法第五十六条の十第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

第三十一条の九 法第五十六条の九第一項及び第三項並びに第三十一条の九第三項中「二種病原体等許可所持者」とあるのは、「法第五十

体等を所持することとなつた場合 所持の開始の日

二 所持の目的及び方法

三 二種病原体等取扱施設の名称及び所在地

四 許可の条件

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 二種病原体等許可所持者は、許可証が汚損され、又は失われたときは、別記様式第六による

申請書及び許可証が汚損された場合にあっては、直ちにその許可証(第三号の場合にあっては、発見した許可証)を厚生労働大臣に返納し再交付を受けることができる。

三 二種病原体等許可所持者は、次に掲げるとき再交付を受けることができる。

四 二種病原体等取扱施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた事業所内外の見取図

五 二種病原体等取扱施設のうち、病原体等の取扱いに係る室の間取り、用途及び出入口、

管理区域並びに厚生労働大臣が定める標識を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図

六 二種病原体等取扱施設のうち、病原体等の取扱いに係る主要部分の縮尺を付けた立面図

七 その他当該申請に係る二種病原体等取扱施設が法第五十六条の二十四に規定する二種病原体等取扱施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していることを説明した書類

(二種病原体等の所持の許可を与えない者)

第三十一条の六の二 法第五十六条の七第一号の規定による厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により二種病原体等を適正に所持するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる者とする。

第三十一条の九 法第五十八条の規定による変更の許可の申請は、別記様式第七により行うものとする。

(許可所持に係る変更の許可の申請)

第三十一条の十 法第五十六条の九第一項及び第三項の規定により行うものとする。

第三十一条の十一 法第五十六条の十一第一項により行うものとする。

第三十一条の十二 法第五十六条の十二第二項の規定による輸入の許可の申請は、別記様式第十九により行うものとする。

第三十一条の十三 法第五十六条の九第二項第一号及び第二号に掲げる書類を添えて行わなければならぬ。

第三十一条の十四 法第五十六条の十三第二号に規定する厚生労働省令で定める製品は、検査キットとする。

(輸入の許可に係る製品)

第三十一条の十五 法第五十六条の十四において規定する厚生労働省令で定める製品は、検査キットとする。

(輸入に係る許可証等)

第三十一条の十六 法第五十六条の十第一項に規定する法第五十六条の十第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとし、同項に規定する許可証は、別記様式第十一による。

第三十一条の十七 法第五十六条の十一第一項において規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 毒素にあつては、その数量の減少

二 二種病原体等取扱施設の廃止(二種病原体等の滅菌譲渡を伴わないものに限る。)

三 所持の方法

四 管理区域の変更及び設備の増設(工事を伴わないものに限る。)

五 許可所持に係る軽微な変更の届出

(法第五十六条の十一第一項の規定による軽微な変更の届出)

六 許可の条件

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 輸入の目的

三 輸出者の氏名又は名称及び住所

四 輸入の期間

五 輸送の方法

六 輸入港名

七 許可の条件

一 第三十一条の八第二項及び第三項の規定は、その変更の許可の申請の際に、許可証を厚生労働大臣に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

二 第三十一条の九第一項及び第三項並びに第三十一条の九第三項中「二種病原体等許可所持者」とあるのは、「法第五十

の十二第一項の許可を受けた者について準用す

る。この場合において、第三十一条の八第二項及び第三項並びに第三十一条の九第三項中「二

種病原体等許可所持者」とあるのは、「法第五十

の十二第一項の許可を受けた者について準用す

六条の十二第一項の「許可を受けた者」と読み替えるものとする。

(譲渡しの制限)

第三十一条の十六 法第五十六条の十五第二号の規定による二種病原体等の譲渡しは、法第五十六条の二十二第二項の規定による滅菌譲渡の届出をして行うものとする。

(所持の届出)

第三十一条の十七 法第五十六条の十六第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 毒素にあつては、その数量

三 所持開始の年月日

四 三種病原体等取扱施設の位置、構造及び設備

五 法第五十六条の十六第一項の規定による三種病原体等の所持の届出は、別記様式第十二により行うものとする。

三 前項の届出は、次の書類を添えて行わなければならない。

三 病原体等取扱施設を中心とし、縮尺及び方

び方位を付けた事業所内外の見取図

三 三種病原体等取扱施設のうち、病原体等の取扱いに係る室の間取り、用途及び出入り口、

管理区域並びに厚生労働大臣が定める標識を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付

けた平面図

四 三種病原体等取扱施設のうち、病原体等の取扱いに係る主要部分の縮尺を付けた立面図

五 その他当該届出に係る三種病原体等取扱施設が法第五十六条の二十四に規定する三種病原体等取扱施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していることを説明した書類

(病院若しくは診療所又は病原体等の検査を行っている機関の三種病原体等の所持の基準)

第三十一条の十八 法第五十六条の十六第一項第一号の規定による三種病原体等の所持は、次に掲げる基準に従い、行うものとする。

一 減菌等をする場合にあつては、所持の開始の日から十日以内に、第三十一条の三十三第三項に規定する基準に従い、自ら又は他者に委託して行うこととし、譲渡しをする場合にあつては、所持の開始の日後遅滞なくこれを行うこと。

十一 病原体等の取扱いに係る情報の管理に関する事項

二 密封できる容器に入れ、かつ、保管庫において行うこと。

三 保管庫は、所持をする間確實に施錠する等、三種病原体等をみだりに持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。

三 第十三により行うものとする。

四 第十四により行うものとする。

五 第十五により行うものとする。

六 第十六により、変更後の感染症発生予防規程を添えて行わなければならない。

七 第十七第三項第二号から第五号までに規定する書面及び図面を添えて行わなければならない。

(輸入の届出)

第三十二条の二十 法第五十六条の十七の規定による三種病原体等の輸入の届出は、別記様式第十四により行うものとする。

(感染症発生予防規程)

第三十二条の二十一 法第五十六条の十八第一項の規定による感染症発生予防規程は、次の事項について定めるものとする。

一 病原体等取扱主任者その他の病原体等の取扱い及び管理に従事する者に関する職務並びに組織に関すること。

二 病原体等の取扱いに従事する者であつて、管理区域に立ち入るものとの制限に関するこ

と。

三 管理区域の設定並びに管理区域の内部において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために講ずる措置に関すること。

四 一種病原体等取扱施設又は二種病原体等取扱施設の維持及び管理に関すること。

五 病原体等の保管、使用、運搬及び滅菌譲渡に関すること。

六 病原体等の受入れ、払出し及び移動の制限に関すること。

七 病原体等による感染症の発生を予防し、並びにそのまん延を防止するために必要な教育及び訓練に關すること。

八 病原体等にばく露した者又はばく露したおそれのある者に対する保健上の必要な措置に關すること。

九 法第五十六条の二十二の規定による記帳及び保存に關すること。

十 病原体等の取扱いに係る情報の管理に関する事項

十一 病原体等の盗取、所在不明その他の事故が生じたときの措置に關すること。

十二 災害時の応急措置に關すること。

十三 その他の病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止に關し必要な事項

法第五十六条の十八第一項の規定による届出は、別記様式第十五により行うものとする。

四 第三十一条の二十二 法第五十六条の十八第二項の規定による届出は、別記様式第十六により、変更後の感染症発生予防規程を添えて行わなければならない。

五 第三十一条の二十三 法第五十六条の十九第一項の病原体等取扱主任者は、次に掲げる者であつて、病原体等の取扱いに関する十分の知識経験を有するものでなければならない。

一 医師

二 獣医師

三 歯科医師

四 薬剤師

五 臨床検査技師

六 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において生物学若しくは農学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む)又は同法第四百四条第七項第二号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行なう課程が置かれる教育施設において生物学若しくは農学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて同号に規定する課程を修了した者

七 (病原体等取扱主任者の選任等の届出)

八 (病原体等取扱主任者の選任等の届出)

九 (病原体等取扱主任者の選任等の届出)

十 (病原体等取扱主任者の選任等の届出)

十一 (病原体等取扱主任者の選任等の届出)

十二 (病原体等取扱主任者の選任等の届出)

十三 (病原体等取扱主任者の選任等の届出)

十四 (病原体等取扱主任者の選任等の届出)

十五 (病原体等取扱主任者の選任等の届出)

十六 (病原体等取扱主任者の選任等の届出)

十七 (病原体等取扱主任者の選任等の届出)

十八 (病原体等取扱主任者の選任等の届出)

十九 (病原体等取扱主任者の選任等の届出)

二十 病原体等の業務を開始する前及び取扱等業務を開始した後においては、一年を超えない期間ごとに行うこと。

二十一 前二号に規定する者に対する教育及び訓練は、次に定める項目(前号に規定する者については、イに掲げるものを除く。)について実施すること。

二十二 病原体等の管理

二十三 病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止に關する法令

二十四 第一号及び第二号に規定する者以外の者に対する教育及び訓練は、当該者が立ち入る一種病原体等取扱施設又は二種病原体等取扱施設において病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な事項について施すこと。

二十五 第二号に規定する項目又は事項の全部又は一部に關し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項についての教育及び訓練を省略することができる。

(滅菌譲渡の届出)

二十六 第二号に規定する項目又は事項の全部又は一部に關し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項についての教育及び訓練を省略することができる。

(滅菌譲渡の届出)

二十七 第二号に規定する項目又は事項の全部又は一部に關し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項についての教育及び訓練を省略することができる。

(滅菌譲渡の届出)

二十八 第二号に規定する項目又は事項の全部又は一部に關し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項についての教育及び訓練を省略することができる。

(滅菌譲渡の届出)

二十九 第二号に規定する項目又は事項の全部又は一部に關し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項についての教育及び訓練を省略することができる。

(滅菌譲渡の届出)

三十 第二号に規定する項目又は事項の全部又は一部に關し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項についての教育及び訓練を省略することができる。

(滅菌譲渡の届出)

三十一 第二号に規定する項目又は事項の全部又は一部に關し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項についての教育及び訓練を省略することができる。

(滅菌譲渡の届出)

三十二 第二号に規定する項目又は事項の全部又は一部に關し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項についての教育及び訓練を省略することができる。

(滅菌譲渡の届出)

三十三 第二号に規定する項目又は事項の全部又は一部に關し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項についての教育及び訓練を省略することができる。

二 毒素にあつては、その数量	三 減菌譲渡の予定日
四 譲渡しをする場合にあつては、譲り受ける事業所の名称及び所在地	法第五十六条の二十三第一項の規定により特定一種病原体等所持者、二種病原体等許可所持者及び三種病原体等を所持する者（法第五十六条の十六第一項第三号に規定する従業者を除く。以下「三種病原体等所持者」という。）が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次の各号に定めるところによる。
一 特定一種病原体等所持者については、次によること。	二 特定一種病原体等所持者については、次によること。
イ 受入れ又は払出しに係る病原体等の種類（毒素にあつては、その種類及び数量）	イ 第一号イ、ハ、ニ、ヘ、チ、リ、ヲ及びワに掲げる事項
ロ 病原体等の受入れ又は払出しの年月日及び時刻	ハ 病原体等及びこれに汚染された物品の滅菌等の年月日、方法及び場所
二 病原体等の保管の方法及び場所	二 実験室への立入り又は退出の年月日
三 病原体等の使用に係る病原体等の種類	本 三種病原体等取扱施設の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検を行った者の氏名
四 病原体等の受入れ又は払出しをした者の氏名	二 前項各号に定める事項の細目が電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。
五 実験室への立入り又は退出の年月日及び時刻	三 特定一種病原体等所持者、二種病原体等許可所持者及び三種病原体等所持者は、一年ごとに法第五十六条の二十三第一項に規定する帳簿の保存は、前項の帳簿の閉鎖後五年間に行うものとする。
六 実験室への立入りの目的	四 法第五十六条の二十三第二項の規定による帳簿の保存は、前項の帳簿の閉鎖後五年間に行うものとする。
七 病原体等の使用に従事する者の氏名	（二種病原体等取扱施設の基準）
八 病原体等の減菌等に従事する者の氏名	法第五十六条の二十四の二 生労働省令で定める技術上の基準のうち、一種病原体等取扱施設に立ち入る者に対する教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名
九 病原体等の受入れ又は払出しの年月日	（二種病原体等許可所持者については、次によること。）
一〇 病原体等の受入れ又は払出しの年月日ハ 病原体等及びこれに汚染された物品の滅菌等の年月日、方法及び場所	（二種病原体等の受入れ又は払出しの年月日ハ 病原体等及びこれに汚染された物品の滅菌等の年月日、方法及び場所）

二 実験室への立入り又は退出の年月日	本 二種病原体等取扱施設の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検を行った者の氏名
三 減菌譲渡の予定日	（二種病原体等取扱施設に立ち入るものとされる構造のものとし、かつ、当該前室の出入口が屋外に直接面していないものである。）
四 譲渡しをする場合にあつては、譲り受ける事業所の名称及び所在地	（二種病原体等取扱施設に係るものは、次のとおりとする。）
五 管理区域内に、実験室に近接して設けられること。	（1）管理区域内に、実験室に近接して設けられること。
六 給気設備は、実験室への給気が、ヘパフィルターを通じてなされる構造であること。防護服を着用する実験室に設けること。給気設備にあつては、防護服に給気するための装置を備えていること。	（2）給気設備は、実験室への給気が、ヘパフィルターを通じてなされる構造であること。防護服を着用する実験室に設けること。給気設備にあつては、防護服に給気するための装置を備えていること。
七 実験室には、かぎその他閉鎖のための設備又は器具を設けること。	（3）排気設備は、実験室からの排気が、二以上のヘパフィルターを通じてなされる構造であること。
八 非常用予備電源設備及び予備の排気設備を設けること。	（4）排気設備は、空気が実験室の出入口から実験室の内部へ流れていくものであり、かつ、実験室及び実験室外の施設の内部の場所に再循環されない構造であること。
九 管理区域の内部に、実験室及び管理区域の監視をする室を、実験室に近接して設けること。	（5）排気設備は、排気口以外から気体が漏れにくいものであり、かつ、腐食しない材料を用いること。
一〇 実験室には、かぎその他閉鎖のための設備又は器具を設けること。	（6）排水設備は、実験室からの特定一種病原体等に汚染された排水の排出が、高压蒸気滅菌装置及び化学滅菌装置を通じてなされる構造であること。
一一 実験室には、給気設備、排気設備及び排水設備の扉等外部に通ずる部分については、かぎその他閉鎖のための設備又は器具を設けること。	（7）給気設備、排気設備及び排水設備の扉等外部に通ずる部分については、かぎその他閉鎖のための設備又は器具を設けること。
一二 実験室には、安全キヤビネット（防護服を着用する実験室にあつては、安全キヤビネット）を備えていること。	（8）給気設備、排気設備及び排水設備は、稼働状況の確認のための装置を備えていること。
一三 各室の出入口にインターロックを設けないこと。	（9）実験室には、かぎその他閉鎖のための設備又は器具を設けること。
一四 実験室には、次に定めるところにより、専用の給気設備、排気設備及び排水設備を設けること。	（10）管理区域の内部に、実験室に近接して設けること。

一 通常前室を通じてのみ実験室に出入りできる構造のものとし、かつ、当該前室の出入口が屋外に直接面していないものである。ヤワー室にあつては、防護服の消毒及び洗浄を行うための装置を備えていること。	（1）通常前室を通じてのみ実験室に出入りできる構造のものとし、かつ、当該前室の出入口が屋外に直接面していないものである。ヤワー室にあつては、防護服の消毒及び洗浄を行うための装置を備えていること。
二 当該施設が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物又は同条第四号に規定する居室である場合に、第七号に規定する耐火構造をいう。以下同様）	（2）防護服を着用する実験室に附置するシヤワー室にあつては、防護服の消毒及び洗浄を行うための装置を備えていること。
三 病原体等の受入れ又は払出しの年月日	（3）各室の出入口にインターロックを設けないこと。
四 病原体等の受入れ又は払出しの年月日	（4）各室の出入口にインターロックを設けないこと。
五 病原体等の受入れ又は払出しの年月日	（5）各室の出入口にインターロックを設けないこと。
六 病原体等の受入れ又は払出しの年月日	（6）各室の出入口にインターロックを設けないこと。
七 病原体等の受入れ又は払出しの年月日	（7）各室の出入口にインターロックを設けないこと。
八 病原体等の受入れ又は払出しの年月日	（8）各室の出入口にインターロックを設けうこと。
九 病原体等の受入れ又は払出しの年月日	（9）各室の出入口にインターロックを設けること。

四	四種病原体等の保管庫は、管理区域の内部に設け、かぎその他閉鎖のための設備又は器具を設けること。
五	四種病原体等の使用をする施設の設備は、次とのおりとすること。
六	実験室の内部の壁、床その他病原体等によつて汚染されるおそれのある部分は、その表面が消毒の容易な構造であること。
七	実験室に通話装置又は警報装置を備えていること。
八	実験室の内部を観察することができる窓を設ける等外部から実験室の内部の状態を把握することができる措置が講じられていること。

一	実験室の内部に安全キヤビネットを備えていること。
二	実験室の内部に安全キヤビネットを備えていること。
三	実験室には、次に定めるところにより、専用の前室を附置すること。
(1)	通常前室を通じてのみ実験室に出入りできる構造のものとし、かつ、当該前室の出入口が屋外に直接面していないものであること。
(2)	前室の出入口にインターロック又はこれに準じる機能を有する二重扉を設けること。
八	実験室には、次に定めるところにより、排気設備及び排水設備を設けること。
(1)	排気設備は、実験室からの排気が、一以上へのペファイラーを通じてなされる構造であること。
(2)	排気設備は、空気が実験室の出入口から実験室の内部へ流れれるよう管理できる構造であること。
(3)	排気設備は、稼働状況の確認のための装置を備えていること。
九	実験室には、かぎその他閉鎖のための設備又は器具を設けること。
十	動物に対し、一一種病原体等の保管庫は、密閉できる容器に入れ、かつ、保管庫において行うこと。
十一	保管庫は、一種病原体等の保管中確実に施工動物に対して四種病原体等の使用をした場合には、飼育設備は、実験室の内部に設けられること。
十二	四種病原体等の滅菌等設備は、実験室の内部に設けること。
十三	当該施設は、定期的に点検し、前各号の基準に適合するようその機能の維持がなされるること。

一	一一種病原体等の使用は、実験室の内部に備えられた高度安全キヤビネットにおいて行うこと。ただし、防護服を着用する場合にあつては、安全キヤビネットにおいて行うこと。
二	二一種病原体等の使用は、二人以上によつて行うこと。
三	実験室での飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。
四	実験室においては、防御具を着用して作業すること。防護服を着用する場合にあつては、着用前に、異常の有無を確認すること。
五	実験室から退出するときは、防御具又は防護服の表面の病原体等による汚染の除去（防護服を着用する場合にあつては、消毒剤による除去）をすること。
六	排気並びに一種病原体等によつて汚染されたおそれのある排水及び物品は、実験室から持ち出す場合には、すべて滅菌等をするこど。
七	動物に対して一種病原体等の使用をした場合は、当該動物を実験室からみだりに持ち出さないこど。
八	飼育設備には、当該動物の逸走を防止するため必要な措置を講ずること。
九	実験室の出入口には、厚生労働大臣が定める標識を付すること。
十	管理区域には、人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、病原体等業務従事者以外の者が立ち入るときは、病原体等業務従事者の指示に従わせること。
十一	法第五十六条の二十五に規定する厚生労働省令で定める技術上の基準のうち、一種病原体等の保管、使用及び滅菌等の基準の指示に従わせること。
十二	法第五十六条の二十五に規定する厚生労働省令で定める技術上の基準のうち、一種病原体等の保管、使用及び滅菌等の基準の指示に従わせること。
十三	法第五十六条の二十五に規定する厚生労働省令で定める技術上の基準のうち、二種病原体等の保管、使用及び滅菌等の基準の指示に従わせること。

一	一一種病原体等の保管は、密閉できる容器に入れ、かつ、保管庫において行うこと。
二	二保管庫は、一種病原体等の保管中確実に施工動物に対して四種病原体等の使用をした場合には、飼育設備は、実験室の内部に設けられること。
三	三保管庫から一種病原体等の出し入れをする場合には、二人以上によつて行うこと。
四	四法第五十六条の二十五に規定する厚生労働省令で定める技術上の基準のうち、一種病原体等の保管、使用及び滅菌等の基準の指示に従わせること。
五	五第一項において準用する場合を含む。中「排気設備及び排水設備」とあるのは「排水設備」とし、同号へ(1)から(3)まで(第三十二条の三十五第一項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。
六	六実験室の出入口には、厚生労働大臣が定めた標識を付すること。
七	七法第五十六条の二十五に規定する厚生労働省令で定める技術上の基準のうち、二種病原体等の保管、使用及び滅菌等の基準の指示に従わせること。
八	八実験室から退出するときは、防御具の表面の病原体等による汚染の除去をするこど。
九	九実験室においては、防御具を着用して作業すること。
十	十実験室から退出するときは、防御具の表面の病原体等による汚染の除去をするこど。
十一	一一実験室での飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。
十二	一二保管庫は、二種病原体等を密封できる容器に入れ、かつ、保管庫において行うこと。
十三	一三保管施設の出入口には、厚生労働大臣が定めた標識を付すること。
十四	一四実験室においては、防御具を着用して作業すること。防護服を着用する場合にあつては、着用前に、異常の有無を確認すること。
十五	一五実験室から退出するときは、防御具又は防護服の表面の病原体等による汚染の除去（防護服を着用する場合にあつては、消毒剤による除去）をすること。
十六	一六排気並びに二種病原体等の使用をした場合は、当該動物を実験室からみだりに持ち出さないこど。
十七	一七動物に対して二種病原体等の使用をした場合には、当該動物の逸走を防止するため必要な措置を講ずること。
十八	一八飼育設備には、当該動物の逸走を防止するため必要な措置を講ずること。
十九	一九実験室の出入口には、厚生労働大臣が定める標識を付すること。
二十	二〇管理区域には、人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、病原体等業務従事者以外の者が立ち入るときは、病原体等業務従事者の指示に従わせること。
二十一	二一法第五十六条の二十五に規定する厚生労働省令で定める技術上の基準のうち、二種病原体等の保管、使用及び滅菌等の基準の指示に従わせること。
二十二	二二法第五十六条の二十五に規定する厚生労働省令で定める技術上の基準のうち、二種病原体等の保管、使用及び滅菌等の基準の指示に従わせること。

一項第六号、第三十一条の二十九第一項第六号及び第三十一条の三十第一項第六号中「実驗室」とあるのは「当該病原体等を取り扱う施設」とし、第三十一条の二十九第一項第五号へ及び第三十一条の三十第一項第五号へ中「排気設備及び排水設備」とあるのは「排水設備」とする。

2 四 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める基準に適合すること。
前項第二号ハ及びホの規定は、事業所内において行う運搬については、適用しない。
(病院若しくは診療所又は病原体等の検査を行つてゐる機関の四種病原体等の所持の基準)
第三十一条の三十七 法第五十六条の二十六第三項に規定する四種病原体等の所持は、次に掲げる基準に従い、行うものとする。
一 減菌等をする場合にあつては、所持の開始の日から十日以内に、第三十一条の三十四第四項に規定する基準に従い、自ら又は他者に委託して行うこととし、譲渡しをする場合であつては、所持の開始の日後遅滞なくこれをを行うこと。
二 密封できる容器に入れ、かつ、保管庫において行うこと。
三 保管庫は、所持をする間確実に施錠する等、四種病原体等をみだりに持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。

(災害時の応急措置)

第三十一条の三十八 特定病原体等所持者、一種減菌譲渡義務者及び二種減菌譲渡義務者が法第五十六条の二十九第一項の規定により講じなければならない災害時の応急措置は、次の各号に定めるところによる。

一 特定病原体等取扱施設又は特定病原体等が容器に収納されているもの(以下「病原性輸送物」という)に火災が起り、又はこれらに延焼するおそれがある場合には、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二十四条の規定により市町村長の指定した場所に通報すること。
二 特定病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、特定病原体等取扱施設の内部に従事する者、病原性輸送物の運搬に従事する者又

四 紋めること

四 その他病原体等による感染症の発生を予防し、又はその蔓延を防止するために必要な措置を講ずること。

前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、防御具を装着すること、病原体等にばく露する時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の病原体等のばく露ができる限り少なくするものとする。

3 法第五十六条の二十九第三項の規定による臣出は、別記様式第十九により行うものとする（指定の取消しの基準）

第三十一条の三十九 法第五十六条の三十五第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める技術上の基準は、第三十一条の二十七に規定するものとする。

（措置命令書の記載事項）

第三十一条の四十 法第五十六条の三十六の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した命令書を交付して行うものとする。

一 講ずべき措置の内容

二 命令の年月日及び履行期限

三 命令を行う理由

第十一章の二 感染症及び病原体等に関する調査及び研究並びに医薬品の研究開発（法第五十六条の四十の厚生労働省令で定める感染症関連情報）

第三十一条の四十一 法第五十六条の四十の厚生労働省令で定める感染症に関する情報は、次のとおりとする。

一 法第十二条第二項（同条第四項、第九項及び第十項により準用する場合を含む。）の規定に基づき都道府県知事がした報告の内容に関する情報

二 法第十五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が行った質問又は必要な調査の結果及び同条第十三項の規定に基づき都道府県知事がした報告の内容に関する情報

三 法第四十四条の三の六及び第五十条の七の規定による届出により保有することとなつた情報

（法第五十六条の四十一第一項の厚生労働省令で定める基準）
第三十一条の四十三 法第五十六条の四十一第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 感染症関連情報に含まれる前条に規定する者を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することができる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
二 感染症関連情報に含まれる個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。）の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできない規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
三 感染症関連情報と当該感染症関連情報に位置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に厚生労働大臣において取り扱う情報相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することができる規則性を有しない方法により当該感染症関連情報と当該感染症関連情報に位置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）
四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することができる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
五 前各号に掲げる措置のほか、感染症関連情報に含まれる記述等と当該感染症関連情報と記述等を復元することができない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

二 内容物の漏えいのおそれのない十分な強度及び耐水性を有するものであること。本容器には、厚生労働大臣が定める標識を付すること。

はこれらの方にいる者に避難するよう警戒すること。

三 必要に応じて特定病原体等を安全な場所に移すとともに、特定病原体等がある場所の周囲には、繩を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより、関係者が以外の者が立ち入らないための措置を講ずるよう

四 前各号に掲げる情報のほか、法に基づく支務を行うことにより厚生労働大臣が保有する情報であつて厚生労働大臣が公表を要と認める情報

項の厚生労働省令で定める者は、感染症関連情報（法第五十六条の四十に規定する感染症関連情報）をいう。以下同じ。）による特定の患者等（法第十二条第一項各号に掲げる者をいう。）これに準ずる者、当該患者等を診察した医師その他、感染症関連情報によって識別される特定の個人とする。

（法第五十六条の四十一第一項の厚生労働省令で定める基準

第三十一条の四十三 法第五十六条の四十一第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおなじとする。

一 感染症関連情報に含まれる前条に規定する者が識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることとする）。

二 感染症関連情報に含まれる個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。）の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に書き換えることを含む。）。

三 感染症関連情報と当該感染症関連情報に位置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に厚生労働大臣において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該感染症関連情報と当該感染症関連情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に書き換えることを含む。）。

四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に書き換えることを含む。）。

五 前各号に掲げる措置のほか、感染症関連情報に含まれる記述等と当該感染症関連情報

含む感染症関連情報データベース（感染症関連情報の集合物であつて、特定の感染症関連情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものとをいう。）を構成する他の感染症関連情報に含まれる記述等との差異その他の当該感染症関連情報データベースの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

（匿名感染症関連情報の提供に係る手続等）

第三十一条の四十四 法第五十六条の四十一第一項の規定により署名感染症関連情報（同項に規定するもの）を提出する場合は、前項の規定による登録の手續を経て提出する。

六 当該匿名感染症関連情報を取り扱う者の氏名、職業、所属、職名及び連絡先

七 当該匿名感染症関連情報の抽出対象期間、種類及び抽出条件その他の当該匿名感染症関連情報を特定するための必要な事項

八 当該匿名感染症関連情報の利用場所（日本国内に限る。）並びに保管場所（日本国内に限る。）及び管理方法

九 当該匿名感染症関連情報の利用目的

十 当該匿名感染症関連情報の情報量が、前号に規定する利用目的に照らして必要最小限で

2 木 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない旨
へ 第三十一条の四十八に規定する措置として講ずる内容
ト 当該匿名感染症関連情報の提供を受ける方法及び年月日
チ イからトまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項
提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提出する。
まは、厚生労働大臣に提出する書類を

高齢者の医療の確保に関する法律
施行規則第五条の五第三項の表の
上欄に掲げる情報（匿名感染症問
連情報及び医療分野の研究開発に
資するための匿名加工医療情報等又
は仮名加工医療情報に関する法律
(平成二十九年法律第二十八号)
第二条第六項に規定する匿名加工

定する提供の
申出

二 提供申出者が法人等（法人その他の団体で
代表者は又は管理人の定めがあるものをいう。
以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項

イ 当該法人等の名称、住所及び法人番号
(番号利用法第二条第十五項に規定する法
人番号をいう。)

ロ 当該法人等の代表者又は管理人の氏名、
職名及び連絡先

三 提供申出者が個人であるときは、次に掲げ
る事項

イ 当該個人の氏名、生年月日及び住所

ロ 当該個人の職業、所属、職名及び連絡先

四 提供申出者が前三号に掲げる者以外の者で
あるときは、当該者を第一号の公的機関とみ
なし、同号に掲げる事項

五 代理人によつて申出をするときは、次に掲
げる事項

イ 当該代理人の氏名、生年月日及び住所

ロ 当該代理人の職業、所属、職名及び連
絡先

(2) 提供申出者が大学その他の研究機関である場合 当該匿名感染症関連情報の直接の利用目的が疾病の原因並びに疾病的予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究に資する目的である旨

(3) 提供申出者が次条に規定する者である場合 当該匿名感染症関連情報の直接の利用目的が第三十一条の四十六第一項に規定する業務に資する目的である旨当該匿名感染症関連情報の直接の利用目的である業務の名称、必要性、内容及び実施期間
ハ 当該匿名感染症関連情報を利用する手法及び期間並びに当該匿名感染症関連情報をを利用して作成する成果物の内容
二 当該業務の成果物を公表する方法

法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの方が本人であることを確認するに足りる書類

一 代理人によつて申出をするときは、代理権を証明する書面

提供申出者は、匿名感染症関連情報を次の表の上欄に掲げる情報(以下「連結対象情報」という。)と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならない。

高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報(以下「匿名医療保険等関連情報」という。)則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)第五条の五第一項に規

生労働大臣に提出するものとする。
提供者は、第一項の規定により提出した
提供申出書に記載した事項を変更しようとする
ときは、あらかじめ、当該変更しようとする事
項を厚生労働大臣に申し出なければならない。
(法第五十六条の四十一第一項第三号の厚生労
働省令で定める者)
第三十一条の四十五 法第五十六条の四十一第一
項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事
業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に
關する法律(昭和三十年法律第二百七十九号) 第
二条第一項に規定する補助金等、地方自治法
(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百三十二
条の二(同法第二百八十三条第一項の規定によ
り適用する場合を含む。)の規定により地方公
共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発
法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法
律第四十九号) 第十六条第三号に掲げる業務と
して国立研究開発法人日本医療研究開発機構が
交付する助成金を充てて次条第一項に定める業

附 則 (平成一六年九月一五日厚生労働省令第一二八号)

(施行期日)

この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の一部の施行日(平成十七年九月一日)から施行する。ただし、第四条第一項、第五条及び第八条の改正規定、第七条の次に一条を加える規定並びに第九条、第九条の三及び第二十条第二項第二号の改正規定は、平成十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 届出動物等のうち、絶滅のある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四十六条第一項の規定による国の保護増殖事業として輸入される鳥類に属する動物であつて厚生労働大臣が定めるものに係るこの省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三十条第一項の記載は、当分の間、同項の規定にかかわらず、厚生労働大臣が定める事項について確認が行われた旨を明示したもので足りるものとする。

附 則 (平成一七年七月二七日厚生労働省令第一二四号)

(施行期日)

この省令は、平成十七年九月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月一三日厚生労働省令第一二六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月二七日厚生労働省令第一二二号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
この省令の施行前に輸入された届出動物等に係る届出については、なお従前の例による。

2 この省令は、平成十九年六月一日から施行する。
(教育訓練に係る経過措置)
第二条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律によ

る改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「新感染症法」という。)第五十六条の三第二項の指定又は新感染症法第五十六条の六第一項本文の許可の日に於て既に管理区域に立ち入ったことのある者

に対する第一条による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第三十一条の規定の適用については、同号中「初めて管理区域に立ち入る前及び管理条例」とあるのは「管理条例」とする。

2 新感染症法第五十六条の三第二項の指定又は新感染症法第五十六条の六第一項本文の許可の新感染症法第五十六条の六第一項本文の許可の日において既に病原体等の取扱い、管理又はこれに付随する業務を行つている者に対する新規則第三十一条の二十四第一項第二号の規定の適用については、同号中「取扱等業務を開始する前及び取扱等業務」とあるのは「取扱等業務」(特定病原体等取扱施設の基準に関する経過措置)

この省令は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

症の患者に対する医療に関する法律施行規則別記様式第一(以下「旧様式」という。)は、この省令による改正後の様式(次項において「旧様式」といいう。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを繕つて使用することができる。

2 この省令の施行の日前に行われたこの省令による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十条の二第四号の結核性疾患に対して行う医療については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の日前に行われたこの省令による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第六条の規定は、なおその効力を有する。

2 この省令の施行の日前に行われたこの省令による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第六条の規定は、なおその効力を有する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」といいう。)により使用されている書類は、この省

令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを繕つて使用することができる。

2 この省令の施行の日前に行われたこの省令による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第六条の規定は、なおその効力を有する。

2 この省令の施行の日前に行われたこの省令による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第六条の規定は、なおその効力を有する。

(平成十年法律第二百四十四号) 第十四条第二項の届出については、なお従前の例による。

第三条 都道府県知事は、施行日前においても、この省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)第七条第一項第一号の規定による指定をることができる。

附 則 (平成二十三年一二月二一日厚生労働省令第一五〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月二八日厚生労働省令第一五七号)
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月一三日厚生労働省令第三〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二九日厚生労働省令第九七号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則 (平成二十五年三月七日厚生労働省令第二三号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一月二一日厚生労働省令第八号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二八日厚生労働省令第九六号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十七年四月二十八日から施行する。

附 則 (平成二七年五月一二日厚生労働省令第一〇一号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第二百四号)以下「法」という。第十二条第一項第二号の届出については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十五年九月三〇日厚生労働省令第一一四号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十五年十月十四日から施行する。

附 則 (平成二六年三月二八日厚生労働省令第二八号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二六年九月九日厚生労働省令第一〇三号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月二九日厚生労働省令第一五〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月二九日厚生労働省令第一四七号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年十月五日厚生労働省令第一五五号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十六年法律第二百四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日厚生労働省令第五七号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二八日厚生労働省令第二三号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二九日厚生労働省令第九六号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十七年四月二十九日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二九日厚生労働省令第一〇一号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二百五十五号)附則第一条(医師の届出に関する経過措置)の規定による。

附 則 (平成二五年九月三〇日厚生労働省令第一一四号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十五年十月十四日から施行する。

附 則 (平成二六年三月二八日厚生労働省令第二八号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

この省令の施行前に輸出国の政府機関により発行された鳥類に属する動物(指定検疫物を除く。)に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三十条第一項に規定する衛生証明書の記載事項については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年三月三〇日厚生労働省令第四九号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年一月二十五日厚生労働省令第一六九号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年一月二十五日厚生労働省令第一三一号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三〇日厚生労働省令第四九号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年一月二十五日厚生労働省令第一六九号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年一月二十五日厚生労働省令第一三一号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三〇日厚生労働省令第一三一号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

の交付を受けるときのいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなす。

附 則 (平成二八年三月一六日厚生労働省令第三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月一七日厚生労働省令第三四号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十八年八月一日から施行する。

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。</p> <p>(様式に関する経過措置)</p> <p>この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。</p> <p>(附 则) (令和二年一二月二十五日厚生労働省令)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>(附 则) (令和二年一二月二十五日厚生労働省令)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>(附 则) (令和四年九月一三日厚生労働省令)</p> <p>この省令は、令和元年九月一三日厚生労働省令（第四六号）抄</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（以下この項及び附則第五項において「改正法」という。）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第一条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第九条の六第二項の改正規定及び第五条の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p> <p>(附 则) (令和四年九月一三日厚生労働省令)</p> <p>この省令は、令和元年九月一三日厚生労働省令（第四六号）抄</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>(附 则) (令和四年九月一三日厚生労働省令)</p> <p>この省令は、令和元年九月一三日厚生労働省令（第四六号）抄</p>

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）の施行の日（令和三年二月十三日）から施行する。</p> <p>(経過措置)</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>(附 则) (令和三年二月三日厚生労働省令)</p> <p>この省令は、令和三年二月三日厚生労働省令（第四四号）抄</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>(附 则) (令和三年二月三日厚生労働省令)</p> <p>この省令は、令和三年二月三日厚生労働省令（第四四号）抄</p>

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p> <p>(経過措置)</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令の施行の日前に新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）の患者について診断し、又は新型コロナウイルス感染症により死亡した者の死体を検査した場合における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十四条第二項の届出については、なお従前の例による。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令の施行の日前に新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）の患者について診断し、又は新型コロナウイルス感染症により死亡した者の死体を検査した場合における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十四条第二項の届出については、なお従前の例による。</p>

別記様式第一

年 月 日	(被氏名) 年 月 日生
第 号	写 真 ら よ う 付 面
厚生省労働省都道府県市町村は特別区印	

(A4判)

(表・面)	
感防法の子供及び家庭の患者に対する治療に関する法律 感防法の子供及び家庭の患者に対する治療に関する法律 第十五条の規定による該職員の証	
感防法の子供及び家庭の患者に対する治療に関する法律 感防法の子供及び家庭の患者に対する治療に関する法律 第十五条の規定による該職員の証	

別記様式第二

年 月 日	(被氏名) 年 月 日生
第 号	写 真 ら よ う 付 面
厚生省労働省都道府県市町村は特別区印	

(A4判)

(表・面)	
感防法の子供及び家庭の患者に対する治療に関する法律 感防法の子供及び家庭の患者に対する治療に関する法律 第十五条の規定による該職員の証	
感防法の子供及び家庭の患者に対する治療に関する法律 感防法の子供及び家庭の患者に対する治療に関する法律 第十五条の規定による該職員の証	

別記様式第三

別記様式第四

- 1 この用紙は、A例4番とすること。
- 2 この用紙には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律実地規則第31条の第2項各に掲げる看護師、それらの看護師の一覧表と共に記入すること。
- 3 実地規則を、記入する。

別記様式第五

書式第五	許可番号
二種被服等所有持続可能	
名	
以上については、本名及び(2)代考者の氏名)	
所	
会社の本店及び営業所の患者に対する医療に関する権限(平成16年法律第114号)第36条の4第1項に規定する 二種被服等の所有持続可能を受けた者であることを記入する。	
厚生労働大臣	
のもの名前	
の性別	
の年齢	
の勤務場所・職場(会社名について)、職場等の部署	記入年月日
の目的	
の方法	
の期間	

の用紙は、A4判4番とすること。)

別記様式第六

- 1 この用紙は、1列4番とすること。
- 2 汚損の場合は、許可證を認めること。
- 3 この申請書に係る事務検査者が二種医療機器等検査申請書又は二種医療機器等輸入検査申請書と異なる場合は、該申請書の提出者欄に記載する。

別記様式第七
二種の医師等 許可実更可申請書
厚生労働大臣 殿
申請年月日 年 月 日
申請者 氏名
(法人にあっては、本務及び代表者の氏名)
佐

被施設の子供及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成19年法律第114号)第36条の14において認定する専門会員(以下「専門会員」といいます。)による診療行為に該当する場合は、専門会員が、同法、感染症の子供及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成20年政令第69号)及び感染症の子供及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成20年厚生省令第69号)を遵守し、記載事項に違背しないことを誓約します。

事業者の名称
事業者の所在地
許可番号
変更の内容
変更の理由
署名

参考 1 この申請は、A申請とするところ。
2 二種の医師等所持件の変更にあっては、この申請書には、感染症法施行規則第11条の9の2の欄ごとに
3 その申請書に係る専門会員が二種の医師等所持件の申請書又は二種の医師等輸入許可申請書と異なる場合は、「専門」欄に氏名、所属、医師番号、以降番号及びメールアドレスを記載すること。

別記様式第八
二種の医師等所持許可変更提出書
厚生労働大臣 殿
申請年月日 年 月 日
提出者 氏名
(法人にあっては、本務及び代表者の氏名)
佐

被施設の子供及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成19年法律第114号)第36条の11の2の欄の規定に
2 その申請書には、専門会員の変更事項について、御照書類を添て呈示し置きます。
3 その申請書に係る専門会員が二種の医師等所持許可申請書と異なる場合は、「専門」欄に氏名、所属、
電話番号、Eメール及びメールアドレスを記載すること。

事業者の名称
事業者の所在地
許可番号
変更の内容
変更の理由
署名

参考 1 この申請は、A申請とするところ。
2 この申請書には、被施設の子供及び感染症法施行規則第11条の9の2の欄に複数1号及び複数2号に記載する書類を、それらの書類の一覧表に記載すること。
3 その申請書に係る専門会員が二種の医師等所持許可申請書と異なる場合は、「専門」欄に氏名、所属、
電話番号、Eメール及びメールアドレスを記載すること。

別記様式第九
二種の医師等 許可氏名変更提出書
厚生労働大臣 殿
提出年月日 年 月 日
提出者 氏名
(法人にあっては、本務及び代表者の氏名)
佐

被施設の子供及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成19年法律第114号)第36条の14
2 その申請書には、専門会員の変更事項について、御照書類を添て呈示し置きます。
3 その申請書に係る専門会員が二種の医師等所持許可申請書と異なる場合は、「専門」欄に氏名、所属、
電話番号、Eメール及びメールアドレスを記載すること。

事業者の名称
事業者の所在地
許可番号
変更の内容
変更の理由
専門会員(氏名及び提出者の氏名の 変更に限る。)
署名

参考 1 この申請は、A申請とするところ。
2 この申請書に係る専門会員が二種の医師等所持許可申請書と異なる場合は、「専門」欄に氏名、所属、
電話番号、Eメール及びメールアドレスを記載すること。

別記様式第十
二種の医師等輸入許可申請書
厚生労働大臣 殿
申請年月日 年 月 日
申請者 氏名
(法人にあっては、本務及び代表者の氏名)
佐

被施設の子供及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成19年法律第114号)第36条の14の規定により
2 その申請書には、専門会員の変更事項について、御照書類を添て呈示し置きます。
3 その申請書に係る専門会員が二種の医師等所持許可申請書と異なる場合は、「専門」欄に氏名、所属、
電話番号、Eメール及びメールアドレスを記載すること。

輸入者(氏名)
事業者の名称
二種の医師等所持許可申請書
提出年月日
提出者

参考 1 この申請は、A申請とするところ。
2 この申請書に係る専門会員が二種の医師等所持許可申請書と異なる場合は、「専門」欄に氏名、
電話番号、Eメール及びメールアドレスを記載すること。
3 専門会員欄は、記入しないこと。

別記様式第十一

許可番号

二種病原体等輸入許可證

氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住所

被感染者の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成20年法律第114号)第36条の17項の規定に基づく二種病原体等の輸入の許可を受けた者であることを記す。

厚生労働大臣

印

輸入する二種病原体等の種類 種類(複数ある場合は、種類及び数量)
輸入の目的
輸出者の氏名
輸出者の住所
輸入の期間
輸入の方法
輸入者名
許可の条件

(丁寧の用語は、A時鐘をすること。)

別記様式第十二

三種病原体等所持届出書

厚生労働大臣 殿

届出年月日 年 月 日
届出者
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住所

被感染者の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成20年法律第114号)第36条の17項の規定に基づく、被感染者の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成20年法律第114号)第36条の17項の規定に基づく二種病原体等の輸入の許可を受けた者であることを記す。

輸入する三種病原体等の種類(複数ある場合は、種類及び数量)
輸出の年月日
輸出者の氏名
輸出者の住所
輸入の期間
輸入の方法
輸入者名
許可の条件

参考 1 この届出は、A時鐘をすること。
2 この届出者は、被感染者の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成20年法律第114号)第36条の17項の規定に基づく二種病原体等の輸入の許可を受けた者であることを記す。
3 被感染者の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成20年法律第114号)第36条の17項の規定に基づく二種病原体等の輸入の許可を受けた者であることを記す。

別記様式第十三

三種病原体等所持届出変更届出書

厚生労働大臣 殿

届出年月日 年 月 日
届出者
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住所

被感染者の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成20年法律第114号)第36条の17項の規定に基づく、被感染者の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成20年法律第114号)第36条の17項の規定に基づく二種病原体等の輸入の許可を受けた者であることを記す。

輸出者の氏名
輸出者の住所
変更年月日
変更事項
変更の理由
変更等の提出
備考

参考 1 この届出は、A時鐘をすること。
2 この届出者は、被感染者の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成20年法律第114号)第36条の17項の規定に基づく二種病原体等の輸入の許可を受けた者であることを記す。
3 この届出者が認める場合、三種病原体等所持届出者と異なる場合は、「備考」欄に氏名、所属、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載すること。

別記様式第十四

三種病原体等輸入届出書

厚生労働大臣 殿

届出年月日 年 月 日
届出者
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住所

被感染者の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成20年法律第114号)第36条の17項の規定に基づく、被感染者の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成20年法律第114号)第36条の17項の規定に基づく二種病原体等の輸入の許可を受けた者であることを記す。

輸入した三種病原体等の種類 種類(複数ある場合は、種類及び数量)
輸入の目的
輸出者の氏名
輸出者の住所
輸入年月日
輸送の方法
輸入者名
変更の提出
変更の理由
変更等の提出
備考

参考 1 この届出は、A時鐘をすること。
2 輸入した三種病原体等の種類が下記の場合は、被感染者の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成20年法律第114号)第36条の17項の規定に基づく二種病原体等の輸入の許可を受けた者であることを記す。
3 この届出者が認める場合、三種病原体等所持届出者と異なる場合は、「備考」欄に氏名、所属、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載すること。
4 被感染者の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成20年法律第114号)第36条の17項の規定に基づく二種病原体等の輸入の許可を受けた者であることを記す。

別表第一（第二十八条及び第三十条関係）

畜伝染病予防法
(昭和二十六年六月
法律第六百六十六号)
第三十七条各項に規定する指定検疫動物
(以下「指定検疫物」といふ)
を除く。第八項及び第九項において同じ。)

<p>狂犬病</p> <p>二、出生以来、感染性の疾患の病原体を用いた実験の用に供されていないこと及び当該実験の用に供された動物と接触していないこと。</p> <p>二、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ、狂犬病の発生してい大臣の指定する地域（以下この号において「指定地域」という。）で、過去六月又は出生若しくは捕獲以来保管されたこと。</p> <p>ロ、指定地域以外の地域で、過去十二月間狂犬病が発生していない保管施設において、過去十二月間又は出生以来保管されていたこと。</p> <p>ハ、指定地域以外の地域で、検疫施設（輸出国の政府機関の監督を受け、他の動物との直接又は間接の接触のない状態で隔離された動物群について、必要な期間の観察、検査及び処置を行う施設をいう。以下この表において同じ。）において、過去六月間又は出生</p>	<p>施設内の動物に対し、感染性の疾患の病原体の有無に関する検査が定期的に行われていること。</p> <p>本帳簿を備え付けて当該齧歯目に属する動物の飼養管理及び衛生管理に関する事項を記録し、かつ、当該帳簿を保存していること。</p>
---	---

四 する動物（指定検疫物を除く。）	五 る動物（指定検疫物を除く。）
第一欄に掲げるもの、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第二条第一項各号に掲げるもの及び指定検疫物を除き、陸生のものに限る。）	鳥類に属する動物、前三項の動物、前二項の動物に属する動物類に属する動物（指定検疫物を除く。）

イ原びンフ鳥病びルトウ ン性低ザルイ原に熱ナエ フ鳥病及エン性高並イス	狂犬病	野兎病	二 指定地域で保管されて たこと。
ル機本い二なザ低性トナイル熱並びに高病原 エンザの臨床症状を示してい ないこと。	輸出の際に、ウエス トナイル熱並びに高病原 鳥インフルエンザ及び 鳥インフルエンザの臨床症状を示してい ないこと。	一 輸出の際に、野兎病 の臨床症状を示していな いこと。 二 過去十二月間野兎病 が発生していない保管施 設において、過去十二月 間又は出生以来保管され ていたこと。 三 マダニの駆除を受け たこと。 四 検疫施設において、 過去十五日間又は出生以 来係留されていたこと。	前項の第二欄の狂犬病の 区分に対応する第三欄に 定める事項
イ原びンフ鳥病びルトウ ン性低ザルイ原に熱ナエ フ鳥病及エン性高並イス	狂犬病	野兎病	二 指定地域で保管されて たこと。
ル機本い二なザ低性トナイル熱並びに高病原 エンザの臨床症状を示してい ないこと。	輸出の際に、ウエス トナイル熱並びに高病原 鳥インフルエンザ及び 鳥インフルエンザの臨床症状を示してい ないこと。	一 輸出の際に、野兎病 の臨床症状を示していな いこと。 二 過去十二月間野兎病 が発生していない保管施 設において、過去十二月 間又は出生以来保管され ていたこと。 三 マダニの駆除を受け たこと。 四 検疫施設において、 過去十五日間又は出生以 来係留されていたこと。	前項の第二欄の狂犬病の 区分に対応する第三欄に 定める事項

關係

三重県	和歌山県	(新宮港及び勝浦港に限る。)	名古屋検疫所四日市検疫所支所
福井県	京都府	大阪府(関西国際空港に限る。)	大阪府(関西国際空港を除く。)和歌山县
兵庫県	鳥取県 島根県 岡山県	広島県 広島空港を除く。山口県	神戸検疫所
県 愛媛県 高知県	(関門港を除く。)徳島県 香川	広島県(広島空港に限る。)	関西空港検疫所
広島県	福岡県(関門港、茹田港、北九州空港及び福岡空港を除く。)佐賀県(伊万里港を除く。)長崎県(佐世保港、松浦港、長崎港、三重式見港、松島港及び長崎空港を除く。)熊本県(水俣港及び八代港を除く。)大分県	福岡県(福岡空港に限る。)福岡県(伊万里港に限る。)長崎県(佐世保港、松浦港、長崎港、三重式見港、松島港及び長崎空港に限る。)	空港検疫所支所
沖縄県	那覇空港に限る。)	福岡県(福岡空港に限る。)福岡県(伊万里港に限る。)長崎県(佐世保港、松浦港、長崎港、三重式見港、松島港及び長崎空港に限る。)	福岡検疫所福岡空港検疫所支所
沖縄県	那覇空港に限る。)	福岡県(福岡空港に限る。)福岡県(伊万里港に限る。)長崎県(佐世保港、松浦港、長崎港、三重式見港、松島港及び長崎空港に限る。)	福岡検疫所福岡空港検疫所支所
沖縄県	那覇空港に限る。)	那覇空港に限る。)	那覇空港検疫所那覇空港検疫所支所